

門川町放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 適用

この実施要領は、門川町放課後児童クラブ運営業務委託の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の目的

門川町放課後児童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務名

「門川町放課後児童クラブ運営業務委託」

(2) 業務内容

「門川町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までは、業務開始準備期間とし、その期間にかかる費用は受託者負担とする。

(4) 運営委託放課後児童クラブ

名 称	所在地	支援単位数	定員合計
門川児童クラブ	門川町大字門川尾末 1502 番地 2 (門川小学校内)	2	80 人
五十鈴児童クラブ	門川町大字門川尾末 6270 番地 (五十鈴小学校内)	1	40 人
草川児童クラブ	門川町加草 4 丁目 98 番地 (草川小学校内)	1	30 人

※門川児童クラブと草川児童クラブについては、令和 8 年度から上記所在地へ開設場所が変更となる。

(5) 提案上限額

金 243,730,000 円（5 年間）

- ・本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。
- ・この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る委託費規模を示したものである。
- ・最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。
- ・各施設の光熱水費は、本町が支払うため受託者の負担は発生しない。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、門川町プロポーザル方式実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の参加資格要件を満たす者とする。ただし、要綱第8条第1項2号に該当しない者は、令和7年10月1日（水）から10月22日（水）の間に「令和6・7年度門川町指名競争入札参加資格審査申請について」を参照の上、申請を行い確認を受けること。

また、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和2年度以降に、放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行した実績があること。
- (2) 地方税及び国税に滞納がないこと。

5. 募集及び選定スケジュール

募集・質問期間（公告期間）	令和7年10月1日（水）～令和7年10月22日（水）
参加表明書提出期限	令和7年10月22日（水）
質問書回答期限	令和7年10月29日（水）
企画提案書類等提出期限	令和7年11月5日（水）
プレゼンテーション審査	令和7年11月14日（金）（予定）
審査結果通知	令和7年11月下旬（予定）
委託契約締結	令和7年12月中旬（予定）

6. 参加手続き等

(1) 質問書の提出及び回答

本事業及び本プロポーザルについて質疑がある場合は、次により質問書を提出すること。ただし、質問は提案書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けないものとする。

提出期限 令和7年10月22日（水）午後5時（必着）

提出方法 電子メール

アドレス：m-kosodateshien@town.kadogawa.lg.jp

質問書への回答 令和7年10月29日（水）までに、全質問に対する回答を、門川町ホームページにて公開する。その際、企業名等は記載しない。
なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものについては、回答しないことがある。

提出様式 質問書（様式1）

(2) 参加表明書等参加に必要な書類の提出

提出期限 令和7年10月22日（水）午後5時（必着）

提出場所 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号
門川町役場 こども課 保育係

提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

提出書類 ・公募型プロポーザル参加表明書（様式2）
・児童クラブ業務受託実績（様式3）

過去 5 年以内において受託実績が証明できる書類（自治体との契約書の写し等）を添付すること。

- ・会社概要（様式 4）

パンフレット等と最新 3 か年に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）を添付すること。

（3）参加表明後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 5）を提出すること。

（4）企画提案書等の提出

提出期限 令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時（必着）
提出場所 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東 1 番 1 号
門川町役場 こども課 保育係
提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
提出書類

提出書類	部数
企画提案書（任意様式）	正本 1 部、副本 7 部 （ファイリングをしたもの）
組織の運営体制に関する書類 （組織図など）	正本 1 部、副本 7 部
見積書（任意様式）	正本 1 部

（5）企画提案書（任意様式）作成にあたっての留意点

- ・用紙は、全て A4 判で統一をする。
- ・ページ数は両面印刷で、30 ページ（15 枚）以内とする。
- ・別紙「評価基準における項目別の点数配分表」に記載の評価項目に添って、内容を記載すること。
- ・専門的な知識を持たない者が理解できる、分かりやすい表現であること。

（6）提出書類の取り扱い

- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがある。
- ・提出後は、門川町の許可なく、提出書類の記載内容を変更することは認めない。
- ・提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- ・提案者が提供した従業員等の個人情報、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用い、他の用途には用いない。
- ・提出書類の内容について、別途確認することがある。

7. プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所等 令和7年11月14日(金) *時間及び場所は、後日連絡する。

(2) 出席者 最大人数3人

(3) 提案内容の説明

- ・プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。
- ・当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用している説明は認めない。
- ・説明時間は20分(準備時間は含めない。)、質疑応答は10分とする。
- ・会場にはホワイトボード及びスクリーン、マイクを用意するが、その他機材が必要な場合は、各事業者が用意すること。
- ・プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者の傍聴(入室)についても認めない。

8. 審査の方法

(1) 委員会の設置

要綱第7条に従い、委員会を設置し、審査を行う。

(2) 審査の方法

別紙「評価基準における項目別の点数配分表」に基づき、企画提案書の内容等から総合的に審査する。

委員会の審査結果に基づき、最高点を得た者を受託候補者、次に高い者を次点者として選定する。

9. 審査結果等の通知

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知し、受託候補者は町のホームページで公表する。

なお、審査結果についての異議申立て、問い合わせには一切応じない。

10. 担当部署との協議

受託候補者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について担当部署と協議を行う。

委託契約金額は、見積書で提案された金額の範囲内で改めて決定する。

なお、受託候補者との協議が不調のとき又は辞退その他の理由で契約ができなくなったときは、次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

11. 選定対象除外事項

事業者が次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定の対象から除外又は受託候補者の決定を取り消す。

また、受託候補者の選定を行った後に、次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、当該契約を取り消す。

- (1) 提出書類の記載内容に虚偽があった場合。
- (2) 選定に関して不当な要求を行った場合又は関係職員に対して、選定されるように個別に接触した場合。
- (3) 参加資格に適合しなくなった等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 見積書の金額が、提案上限額を超えた場合。
- (5) プレゼンテーションに理由なく、欠席又は指定した時間に遅刻した場合。
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

12. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 現在、児童クラブで勤務している者の継続雇用について、配慮することとする。
- (3) 公文書公開請求があった場合は、門川町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 事業の継続が困難となった場合の措置
 - ・受託者の責めに帰すべき事由による場合
受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は業務委託の取消しをすることがある。その場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。また、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、児童クラブの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
 - ・当事者の責めに帰すことができない事由による場合
不可抗力等、町及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、町は業務委託の取消しをすることがある。
なお、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、児童クラブの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
- (5) 契約書に定めのない事項が生じた場合の措置
町と受託者は誠意をもって協議するものとする。

1 3. 担当部署（問い合わせ）

所在地 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号
担当部署 門川町こども課 保育係 担当：原田・甲斐
電話 0982-63-1140
FAX 0982-63-1356
E-mail m-kosodateshien@town.kadogawa.lg.jp